

随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	令和5年度名張市軽度生活援助事業
2. 発注室	介護・高齢支援室
3. 契約日	令和5年 4月 1日
4. 契約期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日
5. 契約金額	サービス提供1時間当たり1000円(消費税抜き)とする。
6. 契約相手方の名称	公益社団法人名張市シルバー人材センター
7. 契約理由	名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であり、選定基準に適合する唯一の者であったため。